

第 2 - 2 パッケージ型消火設備

1 設置要件

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は、政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号並びに条例第 37 条に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第 1 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物又は同表 (16) 項に掲げる防火対象物の同表 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって、次の各号に定めるもの（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）による。

(1) I 型を設置できる防火対象物

- ア 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 m²以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 m²以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

(2) II 型を設置できる防火対象物

- ア 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 m²以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 m²以下のもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）

(3) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所以外の場所

パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備と比較して消火薬剤放射時間が短いため、的確に火点に消火薬剤を放射することができ、かつ、消火に失敗した際のための退路の確保ができる防火対象物に設置する必要がある。

したがって、パッケージ型消火設備を設置できる「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、初期消火を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有し、かつ、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該開放開口部から避難できる場所を指すものである。

本市における「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の具体的運用は、次により取り扱うものとする。

ただし、使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵・取扱所その他これらに類する室及び容易に避難できない室等への設置は避けるものとする。◆

ア 第 5 泡消火設備 4. (1). アに該当する場所

イ 建基政令第 126 条の 3 の規定による排煙設備を設置してある場所

なお、次のいずれかの措置を講ずること。◆

(7) 自動火災報知設備の感知器との連動により排煙口が開放されること。

(イ) パッケージ型消火設備の設置場所付近に手動開放装置を集約すること。

(ウ) 自衛消防組織により、容易に手動開放装置の起動操作が行われること（既存防火対象物に限る）。

ウ 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成12年建設省告示第1436号）の第1号から第3号までのいずれかに該当する場所

なお、次のいずれかの措置を講ずること。◆

(ア) 自動火災報知設備の感知器との連動により排煙口が開放されること。

(イ) パッケージ型消火設備の設置場所付近に手動開放装置を集約すること。

(ウ) 自衛消防組織により、容易に手動開放装置の起動操作が行われること（既存防火対象物に限る）。

2 性能

(1) 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。◆

(2) 設置方法

ア 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては20m以下、Ⅱ型にあつては15m以下となるように設けること。

イ 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては850㎡以下、Ⅱ型にあつては500㎡以下とすること。

ウ 40度以下で温度変化が少ない場所に設けること。

エ 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。

オ 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。